

# 目 次

## 住宅・土地、公共工事関係

- ・ 公共工事に関わる競争入札参加資格申請手続の見直し・・・・・・・・・・ 1

## その他

- ・ 検査・検定等の業務における公益法人と営利企業等との競争条件の  
均一化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

分野	公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	公共工事に関わる競争入札参加資格申請手続の見直し					
意見・要望等の内容	競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とする。					
関係法令	予算決算及び会計令第72条第2項	共管	一般競争入札を行う各省各庁			
制度の概要	公共工事（建設工事）に係る競争入札に参加する際には、入札参加を希望する地域の官公庁、自治体それぞれの窓口に入札参加資格申請にかかわる関連書類を提出し、異なる資格条件により審査を受けなければならない。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：            ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中（官庁営繕に係るもののみ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：            ）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中（官庁営繕に係るもののみ）	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：            ）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中（官庁営繕に係るもののみ）	措置困難 その他				
（説明） 官庁営繕に係る競争参加資格申請手続きのインターネットによる一元的受付については、関係府省庁会議において、平成17・18年度競争参加資格に関する申請手続きにつき、平成16年度から実施することを決定。						
担当局課室等名	内閣官房副長官補室					

分野	その他	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	検査・検定等の業務における公益法人と営利企業等との競争条件の均一化			
要望の内容	公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、既に営利企業等の参入が可能となっているものもあるが、公益法人は、税制や補助金等の観点から、営利企業等より有利な条件で、その事務・事業の実施が可能である。このため、公益法人と営利企業等の競争条件の均一化が図られる必要がある。			
関係法令	制度ごとに異なる	共管	なし	
制度の概要	<p>検査・検定等の業務には、法令等により、国が指定等した機関にその業務を行わせることができることとされているものがある。これらの制度のなかには、対象を公益法人に限定することなく、営利企業等についても、一定の要件のもと、その指定等を受けることが可能となっている場合がある。</p> <p>一方、公益法人については、課税範囲や税率等において、税制上の優遇が認められている。また、一部の公益法人に対しては、国より補助金等が交付されている場合がある。</p>			
計画等における記載の状況	公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づき、所要の措置を講ずるものとする。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：17 年度末までのできるだけ早期（法律改正を要するものは原則として平成 15 年度中に実施））（結論時期： 年 月）			
（説明）				
<p>公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）（以下「実施計画」）において、自己確認・自主保安を基本とする制度への移行を基本原則としつつ、直ちに自己確認・自主保安のみに委ねることが不適当な場合は、特段の事情がある場合を除き、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による実施とすることとしている。この場合、公益法人に限らず、営利企業等であっても、一定の要件を満たす場合は、登録機関として検査・検定等の業務を実施することが可能となり、登録機関相互の競争が図られることとなる。</p> <p>一方、公益法人に対する補助金等については、実施計画において、第三者分配型・補助金依存型及び役員報酬に対する助成に係る補助金等について、廃止・縮減等の具体的な措置内容を定めているほか、補助金等全般についても、透明化・合理化のための措置を講ずることとしている。</p> <p>これらの実施計画による措置については、平成 17 年度末までの期間内に、各事務・事業等ごとの期限が設けられており（法律改正を要するものは原則として平成 15 年度中に実施）、現在、各府省において所要の作業を行っているところである。</p> <p>また、公益法人に係る税制については、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づく公益法人制度の抜本的改革において、税制等の関連制度を含めた見直しを行うこととしており、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度改革大綱（仮称）」を策定し、平成 17 年度末までを目途に、必要な法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。</p>				
担当局課室等名	内閣官房行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室			